

収入印紙  
添付

## 業務委託契約書 (案)

1 業務委託名	岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託	
2 委託場所	大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2	
3 委託期間	契約締結日から令和19年3月31日まで	
4 業務委託料		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
5 契約保証金	契約条項別紙18.1の当該年度委託料100分の10以上とする(毎年度納付)。ただし、契約条項第4条第1項第4号又は第5号によるときは免除する。	
6 委託料の支払方法	契約条項第18条の規定による	

上記の業務委託について岸和田市貝塚市広域事務組合(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下総称して又は個別に「受注者」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、本業務委託契約書及び岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託契約条項によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者と受注者で1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者：大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2

岸和田市貝塚市広域事務組合

管理者

Ⓜ

受注者：



(添付)

岸和田市貝塚市クリーンセンター  
運転管理業務委託

契約条項



## 目 次

<b>第1章 用語の定義</b> .....	1
第1条 (定 義) .....	1
<b>第2章 総 則</b> .....	2
第2条 (公共性の尊重) .....	2
第3条 (総 則) .....	2
第4条 (契約の保証) .....	3
第5条 (許認可届出等) .....	3
第6条 (受注者の義務) .....	3
第7条 (発注者の責任) .....	4
第8条 (第三者の使用) .....	4
第9条 (本施設の使用) .....	4
第10条 (保 険) .....	4
第11条 (ユーティリティの確保) .....	4
第12条 (緊急事態への対応、災害発生時等の協力) .....	5
第13条 (雇 用) .....	5
<b>第3章 性能試験、運転教育</b> .....	5
第14条 (性能試験) .....	5
第15条 (性能試験の結果が基本性能を満たさない場合) .....	5
第16条 (運転教育) .....	5
<b>第4章 発注者による本業務の実施状況の監視</b> .....	5
第17条 (業務実施状況の監視) .....	5
<b>第5章 委託料の支払</b> .....	6
第18条 (委託料の支払) .....	6
<b>第6章 損害及びリスク分担</b> .....	6
第19条 (第三者及び相手方に及ぼした損害) .....	6
第20条 (本施設及びその備品に関する責任) .....	6
<b>第7章 知的財産権</b> .....	6
第21条 (ライセンスの取得) .....	6
第22条 (成果物の著作権) .....	7
<b>第8章 契約期間及び契約の終了</b> .....	7
第23条 (委託契約の期間) .....	7
第24条 (契約期間終了時の取扱い) .....	7
第25条 (発注者による本契約の解除) .....	7
第26条 (発注者による契約解除に伴う違約金) .....	9
第27条 (受注者による本契約の解除) .....	9
第28条 (本契約の期間終了及び解除による終了に際しての処置) .....	9
第29条 (業務不履行に関する手続等) .....	10
<b>第9章 税 金</b> .....	11
第30条 (税 金) .....	11
<b>第10章 法令変更</b> .....	11
第31条 (法令変更) .....	11
<b>第11章 不可抗力</b> .....	11
第32条 (不可抗力) .....	11
<b>第12章 裁定機関</b> .....	12
第33条 (裁定機関) .....	12
<b>第13章 その他</b> .....	12

第34条 (契約上の地位の譲渡等)	12
第35条 (秘密保持)	12
第36条 (準拠法)	13
第37条 (管轄裁判所)	13
第38条 (雑則)	13
第39条 (本契約以外の規定の適用関係)	13
第40条 (規定外事項)	13

**【別紙一覧】**

別紙 1.1	本施設の概要	14
別紙 10.1	発注者が付保すべき保険	15
別紙 10.2	受注者が付保すべき保険	16
別紙 17.1	業務期間中の業務水準低下に対する措置について	17
別紙 18.1	委託料の改定及び支払方法	21
別紙 28.1	終了時検査の内容	22
別紙 29.1	委託料減額の手続及び方法	23
別紙 31.1	法令変更 (税制変更を含む) の場合の追加費用の負担割合	25
別紙 32.1	不可抗力の場合の追加費用の負担割合	26
別紙 33.1	裁定機関について	27

この契約条項は、発注者が保有する岸和田市貝塚市クリーンセンター（計量棟、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟、その他関連施設等によって構成される。各施設については、以下に定義する。）の運転管理を包括的に行う「岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託」に関する基本的事項について定めるため、発注者と受注者との間で締結される業務委託契約（以下「本契約」という。）の一部を構成する。

発注者と受注者は、本契約とともに、以下に定義する要求水準書、運転管理等業務提案書、運転管理等業務提案書参考資料に定める事項が適用されることをここに確認する（これらの書類と本契約を合わせて「本契約等」という。）。

## 第1章 用語の定義

### （定義）

第1条 本契約等において使用する用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとする。

なお、本契約等に別段の定めがある場合、又は文脈上別異に関することが明らかな場合を除き、本条に規定のない用語の意義は、要求水準書の記載に従う。

- (1) 「本施設」とは、計量棟、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、管理・啓発棟及びその他関連施設等を総称していう。
- (2) 「計量棟」とは、別紙1.1「1. 本施設の概要」に記載する「計量棟」をいう。
- (3) 「ごみ処理施設」とは、別紙1.1「1. 本施設の概要」に記載する「ごみ処理施設」をいう。
- (4) 「リサイクルプラザ」とは、別紙1.1「1. 本施設の概要」に記載する「リサイクルプラザ」をいう。
- (5) 「管理・啓発棟」とは、別紙1.1「1. 本施設の概要」に記載する「管理・啓発棟」をいう。
- (6) 「その他関連施設等」とは、別紙1.1「1. 本施設の概要」に記載する「その他」の施設をいう。
- (7) 「業務実施場所」とは、別紙1.1「2. 業務実施場所」に記載する場所をいう。
- (8) 「本業務」とは、計量業務、運転管理業務、清掃及び維持管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防火・防災管理業務及びその他関連業務を総称していう。
- (9) 「計量業務」とは、計量及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (10) 「運転管理業務」とは、本施設の各施設の運転管理及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (11) 「清掃及び維持管理業務」とは、本施設の各施設の清掃及び維持管理及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (12) 「資源化促進業務」とは、発注者が行う資源化への協力及びこれらに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (13) 「情報管理業務」とは、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理及び管理記録報告の作成及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (14) 「防火・防災管理業務」とは、二次災害の防止、火災及び災害時の対応及びこれに付随し関連する一切の業務を総称していう。
- (15) 「その他関連業務」とは、第9号から第14号に関する業務の他、その他本契約等に関する業務をいう。
- (16) 「提案書」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理等業務提案書、運転管理等業務提案書参考資料、及びその他の図書を総称していう。
- (17) 「運転管理等業務提案書」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理等業務提案書をいう。
- (18) 「運転管理等業務提案書参考資料」とは、本業務の提案に際して提出された運転管理業務提案書参考資料をいう。

- (19) 「契約締結日」とは、発注者と受注者が本契約を締結した日をいう。
- (20) 「契約期間」とは、第23条に定める期間をいう。
- (21) 「業務期間」とは、本業務の各業務を実施する令和9年4月1日から令和19年3月31日までの期間をいう。
- (22) 「業務年度」とは、業務期間中の各年の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- (23) 「構成市」とは、岸和田市及び貝塚市をいう。
- (24) 「処理対象ごみ」とは、構成市から搬入される一般廃棄物（普通ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等）及びその他発注者が搬入を認めた廃棄物を総称していう。
- (25) 「廃棄物等」とは、廃棄物及び焼却残渣、リサイクルプラザからごみ処理施設へ搬入される可燃性残渣、リサイクルプラザへ搬入される不燃性残渣をいう。
- (26) 「要求水準書」とは、本業務に関して発注者が定めた「岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託 要求水準書」をいう。
- (27) 「委託料」とは、本契約等に基づく受注者の業務履行に対し、発注者が支払う対価をいう。
- (28) 「基本性能」とは、その設備によって備え持つ施設としての性能であり、要求水準書で定められている施設の性能に関する事項をいう。
- (29) 「裁定機関」とは、本業務に関する発注者と受注者との間の協議事項の調整、紛争解決等のために、第33条に基づく機関をいう。
- (30) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものであって、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

## 第2章 総 則

(公共性の尊重)

第2条 受注者は、本業務が、構成市における一般廃棄物を適正に処理することを目的とする公共性の高い業務であることを十分理解し、実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(総 則)

第3条 受注者は、本業務に関して発注者が定めた要求水準書等に定める条件に基づき、業務期間中本業務を履行すること。

2 発注者が要求水準書に定める当該条件を変更する場合、発注者は、受注者に予め通知のうえ、受注者と協議し合意したときは、変更することができる。ただし、受注者の履行する業務に本質的又は重大な変更を与えない場合においては、当該変更によって受注者が受ける負担・損失をできる限り少なくするべく発注者が誠実に努力することを条件に、受注者の合意を得ずに、変更を行うことができ、受注者はこれに従う。

3 発注者が要求水準書に定める当該条件を変更する場合を含め、発注者の責めに帰すべき事由により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、発注者がこれを負担する。

4 受注者の責めに帰すべき事由により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、受注者がこれを負担する。

5 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び契約終了告知・解除は、書面により行わなければならない。

6 不可抗力により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合の処理は、第32条の規定に従う。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、別紙18.1の当該年度委託料の100分の10以上の金額としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可届出等)

第5条 本契約上の受注者の義務を履行するために必要な一切の許認可等は、受注者がその責任及び費用において取得・維持し、また、本契約上の受注者の義務を履行するために必要な一切の届出についても受注者がその責任及び費用において提出する。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可等は除く。

- 2 受注者は、前項の本契約上の受注者の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

(受注者の義務)

第6条 受注者は、本契約等に従い、業務実施体制を整備し、本契約の終了までこれを維持し、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設を運転管理しなければならない。また、受注者を構成する者は連帯して、本契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書の定めるところに従い、施設の運転管理を行うに当たり、施設内の設備・機器等を安全に運転管理し、施設の適正な機能を確保しなければならない。
- 3 受注者は、要求水準書の定めるところに従い、本業務を履行するために必要かつ十分な人員を配置しなければならない。
- 4 受注者は、業務期間中、要求水準書の定めるところに従い、本業務に係る労働安全衛生及び作業環境管理を徹底しなければならない。
- 5 受注者は、本施設の運転管理にあたり、契約期間を通じて、要求水準書記載の環境保

全条件を遵守しなければならない。

- 6 本契約に係る、受注者の善良なる管理者の果たすべき注意義務の履行については、受注者が証明する。
- 7 受注者は、発注者が決算書の提出を求めた場合には、これを提出しなければならない。

#### (発注者の責任)

第7条 発注者は、本業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等については、発注者の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、受注者は、必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合には、受注者がその責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。発注者は、合理的な範囲において、受注者に協力するものとし、その協力に際して生じた費用は、受注者の負担とする。

#### (第三者の使用)

第8条 受注者は、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、受注者が本業務に係る業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせたい旨を、当該委託又は請負に係る契約締結の30日前までに発注者に通知しその承諾を得た場合で、かつ、当該委託又は請負が法令に違反しないときはこの限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定により、受注者が本業務に係る業務の一部を委託し又は請け負わせることを発注者が承諾した者（以下「受注者等」という。）の使用はすべて受注者の責任において行い、受注者等の責めに帰すべき事由は、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 受注者と受注者等との紛争により本業務に関し増加費用が生じた場合には、発注者との関係においては、その増加費用は全て受注者が負担するものとする。

#### (本施設の使用)

第9条 受注者は、本業務の履行に関連し、これに必要な限度においてのみ本施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、この他、本施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の履行のために必要と認める施設、設備等を業務期間中、原則として無償で使用させる。

#### (保 険)

第10条 発注者は契約期間中、本業務に関して、自己の責任及び費用負担において、別紙10.1の保険を付保する。

- 2 受注者は契約期間中、本業務に関連して発生することがある損失や損害に備えて、自己の責任及び費用負担において、別紙10.2の保険を付保する。受注者は、当該保険契約の内容につき、発注者の事前の承諾を得なければならない。

#### (ユーティリティの確保)

第11条 本業務を行うために必要な用水、電力及びガスは発注者が支給するが、受注者は、節約に努めなければならない。また、電話については、施設で設置する回線のうち、最小限の使用を認めるが、受注者は、電話会社との契約を行い、使用料及び設置に伴う費用を負担しなければならない。

- 2 運転管理に必要なフォークリフト等は、発注者と受注者において別途、フォークリ

フト等の貸与に関する契約を締結した上で、発注者は、受注者に本業務に必要なフォークリフト等は無償貸与する。ただし、運転に必要な資格は、受注者で用意しなければならない。

- 3 受注者が使用する事務室、執務室、食堂、更衣室等に必要な机、イス、ロッカー等の事務用品は、受注者が用意しなければならない。また、受注者は、消耗品、コピー用紙、清掃用具等の軽微な用具は自ら用意しなければならない。

(緊急事態への対応、災害発生時等の協力)

第12条 受注者は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、速やかに発注者に連絡する。この場合、発注者及び受注者は、相互に協力し、的確な臨機の措置を講じるとともに、原因の究明に努めなければならない。

- 2 受注者は、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さない災害発生その他不測の事態により、多量の処理すべきごみが発生した場合は、合理的かつ可能な範囲でその処理処分に協力しなければならない。

(雇 用)

第13条 受注者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守したうえで、従業者を雇用しなければならない。

### 第3章 性能試験、運転教育

(性能試験)

第14条 発注者は、計量棟、ごみ処理施設及びリサイクルプラザについて、性能試験を通じて、所定の性能の確保がなされていることの確認を行う。

(性能試験の結果が基本性能を満たさない場合)

第15条 前条の性能試験の結果が、計量棟、ごみ処理施設及びリサイクルプラザについて基本性能を満たしていない場合、発注者は、補修等の対応を決定する。

- 2 発注者及び受注者は、性能試験並びに補修等を行ったにもかかわらず、本施設のいずれかが受注者による本業務の開始日までに基本性能に満たないと判断される場合、本業務の継続の可否その他の事項につき協議を行い、対応を決定する。
- 3 発注者は、性能試験、並びに補修等を行ったにもかかわらず、当該本施設が基本性能に満たなかったことに起因して受注者が被った損害に対して負担する。

(運転教育)

第16条 受注者は、本施設に関して、契約締結後速やかに、発注者と協議の上、運転教育計画を作成しなければならない。

- 2 受注者は、作成した運転教育計画をもとに、運転準備期間中に必要な運転教育を運転員等に受けさせなければならない。

### 第4章 発注者による本業務の実施状況の監視

(業務実施状況の監視)

第17条 発注者は、自己の費用負担において、受注者に対して本契約等に定められた業務について、以下のとおり業務実施状況の確認（以下「モニタリング」という。）を行い、翌月10日までに当該月の業務状況を受注者に通知する。ただし、第29条第1項第1号の是正勧告後に行われるモニタリングについては、受注者が費用を負担する。受注者は、発注者が行うモニタリングに、発注者の要請に応じて合理的な協力を行う。

モニタリングの要領は別紙 17.1 のとおりとする。

(1) 日常モニタリング

受注者は業務日報を毎日作成し、発注者に原則としてその日毎に提出し、発注者は提出された業務日報に基づき日常モニタリングを行う。日常モニタリングの項目及び方法は、運転計画及び維持管理計画をもとに受注者と発注者の協議の上で策定する。

(2) 定期モニタリング

受注者は月に 1 回、月次業務報告書を作成し、翌月 5 日までに発注者に提出する。発注者は提出された月次業務報告書を検討する他、本施設を巡回する等の手段により定期モニタリングを行う。定期モニタリングの項目及び方法は、運転計画及び維持管理計画をもとに受注者と発注者の協議の上で策定する。

(3) 随時モニタリング

発注者は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施することができる。また、発注者は受注者に指摘した事項に対して、書面による報告を受注者に求めることができる。

## 第 5 章 委託料の支払

(委託料の支払)

第 18 条 発注者は、受注者が本契約等に従い本業務を適切に行っていることを確認した上で、受注者に対して、別紙 18.1 に従い、委託料を支払う。

2 発注者は、前項の確認を前条の業務実施状況の監視を通じて行う。

3 各年度の委託料の改定方法は、別紙 18.1 に定める方法による。

4 委託料減額の方法は、別紙 29.1 に定める方法による。

## 第 6 章 損害及びリスク分担

(第三者及び相手方に及ぼした損害)

第 19 条 受注者が、故意又は過失により、本業務の履行に際し第三者又は発注者に人的あるいは物的損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を全て賠償しなければならない。

2 発注者が、故意又は過失により、本業務の履行に際し第三者又は受注者に人的あるいは物的損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を全て賠償しなければならない。

3 本業務に関して不可抗力により第三者、発注者又は受注者に損害が生じた場合の処理は、第 32 条の規定に従う。

(本施設及びその備品に関する責任)

第 20 条 受注者は、発注者の責めに帰すべき場合（本施設の設計及び施工の瑕疵に起因する場合を含む）及び本契約に別段の定めのある場合を除き、原則として、本業務に関連した本施設及び本施設の備品の損傷及び不具合に対応する責任を負う。なお、不可抗力により発生した損害等については、第 32 条の規定に従う。

## 第 7 章 知的財産権

(ライセンスの取得)

第 21 条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本契約の規定に従って、本施設を稼働させ廃棄物等を処理するために必要な特許権等の実

施権又は使用権等、その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自らの責任及び負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

(成果物の著作権)

- 第22条 本契約等に基づき発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権(発注者に著作権が帰属しないものを除く。)は、発注者に属する。ただし、受注者は、本契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で利用できる。
- 2 本契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の成果物の著作権及びその他の知的財産権(受注者に権利が帰属しないものを除く。)は、すべて受注者に属する。ただし、発注者は、本施設の運転管理の目的を達成するために必要な限度で受注者が作成した成果物を無償で利用できる。
- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物に係る著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること。
  - (3) 著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第19条第1項又は第20条第2項に定める権利を行使すること。
- 4 発注者が、受注者の作成した成果物を公開する場合は、情報公開その他法令に基づくとき又は発注者の議会に提出するときを除き、受注者の事前の書面による承諾を得なければならない。

## 第8章 契約期間及び契約の終了

(委託契約の期間)

第23条 委託契約の期間は、契約締結日から令和19年3月31日までの期間とする。

(契約期間終了時の取扱い)

- 第24条 受注者は、契約期間終了に際し、本施設を運転開始時と同等の良好な施設状態かつ基本性能を満たす状態で、発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、契約期間終了に際し、発注者が別途選定した後継事業者(以下「後継事業者」という。)の運転員等に対し、後継事業者が円滑に本施設の運転等を行うことができるよう、引継ぎを行わなければならない。また、引継ぎ期間は、契約期間終了前の最長3ヶ月とする。引継ぎ期間中に受注者に発生する費用については、受注者と後継事業者の協議により定めなければならない。
- 3 契約期間終了に際しての処置については、第28条の規定に従う。
- 4 契約終了時、施設の特段の事情がある場合、発注者は受注者と業務委託契約を行うことがある。

(発注者による本契約の解除)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、受注者に対して書面により相当期間を定めて是正すべき旨を通知した上で、当該期間中に当該違反行為が是正されない場合は、受注者に書面で通知して本契約を解除することができる。なお、本項は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 受注者の全部又は一部の責めに帰すべき事由により、発注者からの通告にもかかわらず、受注者が本契約等に従った本業務を行わないとき。
  - (2) 受注者の全部又は一部の責めに帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が不能となったとき。

- (3) 前2号に規定する場合の他、受注者において本契約の重大な条項違反があったとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、受注者に書面で通知したうえで、本契約を解除することができる。なお、本項は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - (1) 受注者の全部又は一部が本業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
  - (2) 受注者の全部又は一部に係る破産、会社更生、会社整理、特別清算若しくは民事再生法その他の倒産法制上の手続について、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき、又はその申立てがなされたとき。
  - (3) 受注者の全部又は一部が重大な法令の違反をしたとき。
  - (4) 受注者の全部又は一部が発注者の指示に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、受注者に対する催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、本項は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
  - (2) 受注者の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - (3) 暴力団又は暴力団員が受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (4) 受注者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (5) 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (6) 受注者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (7) 受注者が再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 受注者が、前号に該当する者を再委託先等としていた場合において、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年6月2日法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 前4項の各号に当該事項が、受注者の一部に帰すべき事由によるものであり、当該受注者の一部が実施する業務を、受注者以外の事業者（以下「後継運転事業者」という。）により実施させることが可能であると受注者が判断する場合は、受注者は発注者に対し、自らの負担により、当該受注者の一部の有する本契約上の権利、義務を後継運転事業者に譲渡させることを申し出ることができ、かかる申し出が合理的であると

発注者が判断する場合、発注者はこれを承諾することができる。発注者が受注者の申し出を承諾した場合、前4項は適用されない。

- 6 本契約の締結後における法令の変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合は、発注者は本契約終了に伴う権利義務関係等について受注者と協議のうえ、本契約を解除することができる。その場合、発注者は、受注者の行った本業務に係る業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を速やかに受注者に支払う。
- 7 発注者は、本業務の実施の必要がなくなった場合には、受注者に対して6ヶ月以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。この場合、発注者は、当該解除の日までに履行済みの業務に対応する委託料の未払分を解除前の予定に従って支払う。また、発注者は、受注者に対して、当該解除によって受注者が被った損害を賠償する。なお、支払条件等の詳細については、別途協議により決定する。
- 8 本契約の解除による終了に際しての処置については、第28条の規定に従う。

(発注者による契約解除に伴う違約金)

第26条 受注者の責めに帰すべき事由により前条（発注者による本契約の解除）の規定に基づき本契約が解除された場合には、受注者は発注者に対し、別紙18.1の当該年度委託料を10で除した額に相当する違約金を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。発注者の被った損害の額が違約金の額を上回る場合には、受注者は、違約金にその差額を加えて支払わなければならない。

(受注者による本契約の解除)

第27条 次の各号に該当する場合は、受注者は発注者に書面で通知して本契約を解除することができる。なお、本項は、受注者の発注者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 発注者が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延し、発注者が受注者からの催告を受けた後6ヶ月を経ても支払を行わないとき。
  - (2) 発注者が、受注者に本施設を本契約の締結日から6ヶ月を経過してもなお使用させないとき。
  - (3) 前2号に規定する場合の他、発注者において本契約の重大な条項違反があり、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は発注者に対して解除によって被った損害の賠償を請求することができる。
- 3 本契約の解除による終了に際しての処置については、次条の規定に従う。

(本契約の期間終了及び解除による終了に際しての処置)

第28条 第25条又は前条により本契約が解除された場合には、本契約は、将来に向かって終了するものとする。

- 2 契約の期間終了又は解除により本契約が終了する場合で、発注者が本施設での業務を継続しようとする場合において、発注者が要求したときは、発注者が後継事業者を選定し、後継事業者が業務を継承するまでは、本契約の終了にかかわらず、受注者は本業務を継続し、速やかに、かつ、適切に後継事業者への引継ぎを行うものとする。
- 3 前項の場合において、引継ぎが終了し、かつ、本条第5項に定める受注者の責任による修繕を終了した場合には、受注者は後継事業者に、速やかに本施設を引き渡す。受注者は、本契約の終了に関わらず、後継事業者が本施設の引渡を受けるまでは、本業務を継続するものとする。
- 4 前2項の場合、発注者は、本契約に基づき算定した委託費を、受注者が後継事業者への引渡を終了するまでの期間、受注者に支払う。この場合の支払条件等については発注者と受注者の協議により定める。

- 5 第1項の規定により本契約が終了した場合には、発注者は、本施設につき、別紙28.1の内容の検査を行い、基本性能を満たしているか確認を行うことができ、当該検査により、本件対象施設に基本性能を満たすために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者はその責任にてこれを修繕する。ただし、当該修繕に係る費用については、その責の所在に応じるものとし、基本性能の欠如が、不可抗力又は本施設の設計・施工に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とする。契約期間終了により本契約が終了し、発注者が本施設での業務を継続しようとする場合において、発注者が要求したときも同様とする。
- 6 本契約の終了に際して、本施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（本件受注者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、相当期間を定めて、受注者の責任及び負担において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。
- 7 前項の場合において、受注者が、正当な理由なく相当期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分する等、適当な処置を行うことができる。この場合、受注者は、発注者の処置について異議を申し出ることができず、また、発注者の処置に要した費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、第2項に定める業務の引継ぎを故意又は過失により怠った場合には、当該懈怠から生じた発注者の損害につき、その責を負うものとする。
- 9 受注者は、本契約が終了する場合又は終了した場合（本契約の期間終了及び解除による終了を含む。）において、貸与品又は支給された用役等があるときには、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は用役等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに変えてその損害を賠償しなければならない。

（業務不履行に関する手続等）

第29条 受注者の行う本業務が本契約等を満たさない場合（以下「業務不履行」という。）の手続は以下のとおりとする。

- (1) 第17条に定める発注者による定期モニタリングの結果、契約期間中において業務不履行が確認された場合、確認された不履行が繰り返し発生しているものであるか又は初めて発生したものであっても重大な不履行である場合には、発注者は受注者に対し、改善措置をとることを通告し、改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書（以下「業務改善計画書」という。）を提出することを求めること（以下「是正勧告」という。）ができる。受注者は、業務改善計画書の内容につき、発注者と協議のうえ発注者の承諾を得ることを要する（ただし、発注者の承諾によっても発注者は改善結果について一切責任を負わない）。確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不履行でない場合には、発注者は、受注者に書面で改善を求めることができる。
- (2) 第17条に従って、発注者がその後の定期又は随時モニタリングを行った結果、前号の承諾を得た業務改善計画書に従った改善措置が認められないと判断した場合、発注者は、再度受注者に対して前号と同様の手続により是正勧告（以下「再度の是正勧告」という。）を行い、そのような手続が行われたにもかかわらず、受注者による業務改善が認められない場合、発注者は、さらに最長3ヶ月間にわたり業務改善方法等を受注者と協議のうえ、発注者は、最長12ヶ月間にわたり、(i)受注者に対して業務不履行に係る受注者等の関係者を変更するよう請求するか、又は、(ii)受注者が業務不履行に係る業務を自ら行っていた場合には、受注者をして当該業務を、発注者が指定する第三者に委託させることができる。上記業務を発注者の指定した第三者が行う期間、受注者は、第三者に委託する上記業務に係る費用をそ

れぞれ一切負担する。なお、再度の是正勧告に関して、発注者が必要と認めた場合には、発注者はその是正勧告の内容を公表することができる。

- (3) 発注者は、前号の再度の是正勧告にもかかわらず、受注者による業務改善が認められないと判断した本施設に関する委託料を、別紙29.1の定めに従って減額することができる。
  - (4) 第2号の場合、発注者は受注者と協議の上、本業務の委託を解除するか否かを検討し、発注者が本業務の委託を解除すると判断した場合、第25条の定めに従い、発注者は、本契約を解除することができる。
- 2 前項の改善措置を講じるために要する費用及び改善措置を講じたことに起因又は関連して発生した追加費用については、すべて受注者の負担とする。
  - 3 受注者は、やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部について要求水準書を満たすことができない場合には、発注者に対して、そのような、やむを得ない事由の詳細を書面にて速やかに報告し、その対応策について発注者と協議する。発注者が、受注者の通知した事由に合理性があると認めた場合には、発注者は、かかる報告の対象となっている業務につき一定期間の中止又は停止を認め、当該期間中は、第1項の規定にかかわらず、当該業務については是正勧告を行わない。原則、中止又は停止期間中の当該業務にかかる委託料の支払は行わないが、詳細については、発注者及び受注者の協議により決定する。

## 第9章 税金

(税金)

第30条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて受注者が負担する。発注者は、受注者に対して委託料に対する消費税（消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額を支払う以外、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

## 第10章 法令変更

(法令変更)

第31条 本契約締結日後において、法令（消費税率の変更を除く。）の制定・改廃により、本業務に関して追加の合理的な費用が発生した場合には、受注者は発注者に対して当該法令の制定・改廃の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について最長6ヶ月間にわたり発注者と協議ができる。協議が調わない場合、発注者及び受注者は、別紙31.1に規定する負担割合に応じて費用を負担する。

- 2 法令の制定・改廃により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第25条第5項の規定に従う。

## 第11章 不可抗力

(不可抗力)

第32条 発注者及び受注者は、不可抗力により本契約の一部又は全部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に

基づく履行期日における当該履行義務を免れる。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力により、本業務に追加の合理的な費用が発生した場合には、追加費用の負担方法について最長6ヶ月間にわたり発注者と受注者は協議することができる。当該協議が調わない場合は、発注者及び受注者は、別紙32.1に記載する負担割合に従い、それぞれ追加費用を負担する。
- 3 不可抗力により本業務に関して第三者に損害を及ぼした場合には、追加費用及び損害の負担方法について最長6ヶ月間にわたり発注者と受注者は協議することができる。当該協議が調わない場合は、発注者及び受注者は、別紙32.1記載の負担割合に準じて当該追加費用、損害を負担する。なお、当該損害について、受注者が付保した保険により填補される部分がある場合には、発注者及び受注者は、当該損害額から当該保険により填補された金額を控除した金額につき、別紙32.1記載の負担割合に準じて負担する。

## 第12章 裁定機関

(裁定機関)

第33条 本契約において発注者と受注者が協議して定めるべき事項につき協議が調わなかったとき、一方の当事者が定めたものについて相手方当事者の不服があるとき、その他本業務に関して当事者間で紛争を生じた場合には、当事者が別途合意した上で、別紙33.1に基づき、裁定機関によりその解決を図ることができる。

## 第13章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

第34条 受注者は、発注者の事前の承諾なしに本契約上の地位及び権利義務について譲渡・担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第35条 発注者及び受注者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 本業務に関して、受注者の株主及び融資機関に対し開示する場合。
  - (2) 前号に規定する者に対し、本業務に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
  - (3) 発注者に対して、本業務に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
  - (4) 情報公開その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
  - (2) 第三者から正当に入手した情報
  - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
  - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 受注者は、本業務を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令等を適用

し、これらの規定に従うほか、発注者の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

4 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後もその効力を有するものとする。

(準拠法)

第36条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第37条 本契約に関する当事者間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(雑則)

第38条 発注者又は受注者が、本契約に基づき履行すべき金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)第8条に基づき財務大臣が決定する率による遅延損害金をあわせて支払わなければならない。なお、遅延損害金の算定にあたっては、遅延損害が生じた時点における遅延利息の率を採用するものとする。

2 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるところによる。

3 契約期間の定めについては、民法(明治29年4月27日法律第89号)及び商法(明治32年3月9日法律第48号)の定めるところによる。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

5 本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

6 本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

(本契約以外の規定の適用関係)

第39条 本契約等に齟齬がある場合、本契約(契約書及び契約条項)、要求水準書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書が要求水準書に優先するものとする。

(規定外事項)

第40条 発注者及び受注者は、本契約の解釈について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項について、誠意をもって協議のうえ、その解決にあたる。

## 本施設の概要

## 1. 本施設の概要

項目	内容
施設所在地	大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2
供用開始	平成19年4月
計量棟	<p>[設備諸元]</p> <p>① 型式 : ロードセル式</p> <p>② 数量 : 4基</p> <p>③ 秤量 : 最大秤量30t、最小目盛10kg</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 817 m<sup>2</sup></p> <p>② 延床面積 : 731 m<sup>2</sup></p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造</p>
ごみ処理施設	<p>処理能力 : 焼却炉 531t/日 (177t/炉×3基)</p> <p>灰溶融炉 72t/日 (36t/炉×2基) ※<sup>1</sup></p> <p>[設備諸元]</p> <p>① 焼却炉形式 : ストーカ式全連続式焼却炉</p> <p>② ガス冷却設備 : 廃熱ボイラ (最大蒸発量 28.9 t/h × 3基)</p> <p>③ 排ガス処理 : バグフィルター、湿式洗煙装置、触媒脱硝装置</p> <p>④ 排水処理 : 「凝集沈殿+ろ過+吸着」等</p> <p>⑤ 余熱利用 : 発電・給湯・その他場内外利用 蒸気タービン発電機 (最大出力 12,000kW)</p> <p>⑥ 灰処理形式 : 薬剤処理</p> <p>⑦ その他 : 煙突 (内外筒方式 100m)</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 12,418 m<sup>2</sup></p> <p>② 延床面積 : 30,482 m<sup>2</sup></p> <p>③ 主構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造</p>
リサイクルプラザ	<p>処理能力 : 粗大ごみ処理施設 41t/5h</p> <p>資源化施設 びん・缶・ペットボトル 32.6t/5h</p> <p>[設備諸元]</p> <p>① 処理方式 : 可燃性粗大ごみ破砕機 二軸式せん断式 19t/5h</p> <p>不燃性粗大ごみ破砕機 高速回転式 22t/5h</p> <p>資源化施設 選別・圧縮 びん・缶・ペットボトル 30.6t/5h</p> <p>ペットボトル 2t/5h</p> <p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 6,306 m<sup>2</sup></p> <p>② 延床面積 : 17,490 m<sup>2</sup></p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造</p>
管理・啓発棟	<p>[建築諸元]</p> <p>① 建築面積 : 2,925 m<sup>2</sup></p> <p>② 延床面積 : 4,271 m<sup>2</sup></p> <p>③ 主構造 : 鉄骨造</p>
その他	洗車場設備、洗車場構造物等

※<sup>1</sup> : 平成25年3月29日廃止

## 2. 業務実施場所

大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2

以上

発注者が付保すべき保険

発注者は、本契約第 10 条第 1 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 本施設に関する火災保険（火災共済（建物総合損害共済））  
対象：本施設に係る建物、据付機械、動産及び工作物

以 上

### 受注者が付保すべき保険

受注者は、本契約第 10 条第 2 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

1. 事業活動の瑕疵に起因して発生した第三者に対する賠償事故を填補する保険

対象：対象被保険者が所有・使用・管理する全ての施設及び対象被保険者が行う全ての業務を対象。

2. 労働災害について受注者が全ての従業員に付保する保険

対象：従業員が業務上の事由、又は通勤途上で怪我をしたり、死亡した場合、政府労災の上乗せとして後遺症等級に応じた保険責任。

3. その他発注者が必要と認め、発注者と受注者の協議により定める保険

#### 注意事項

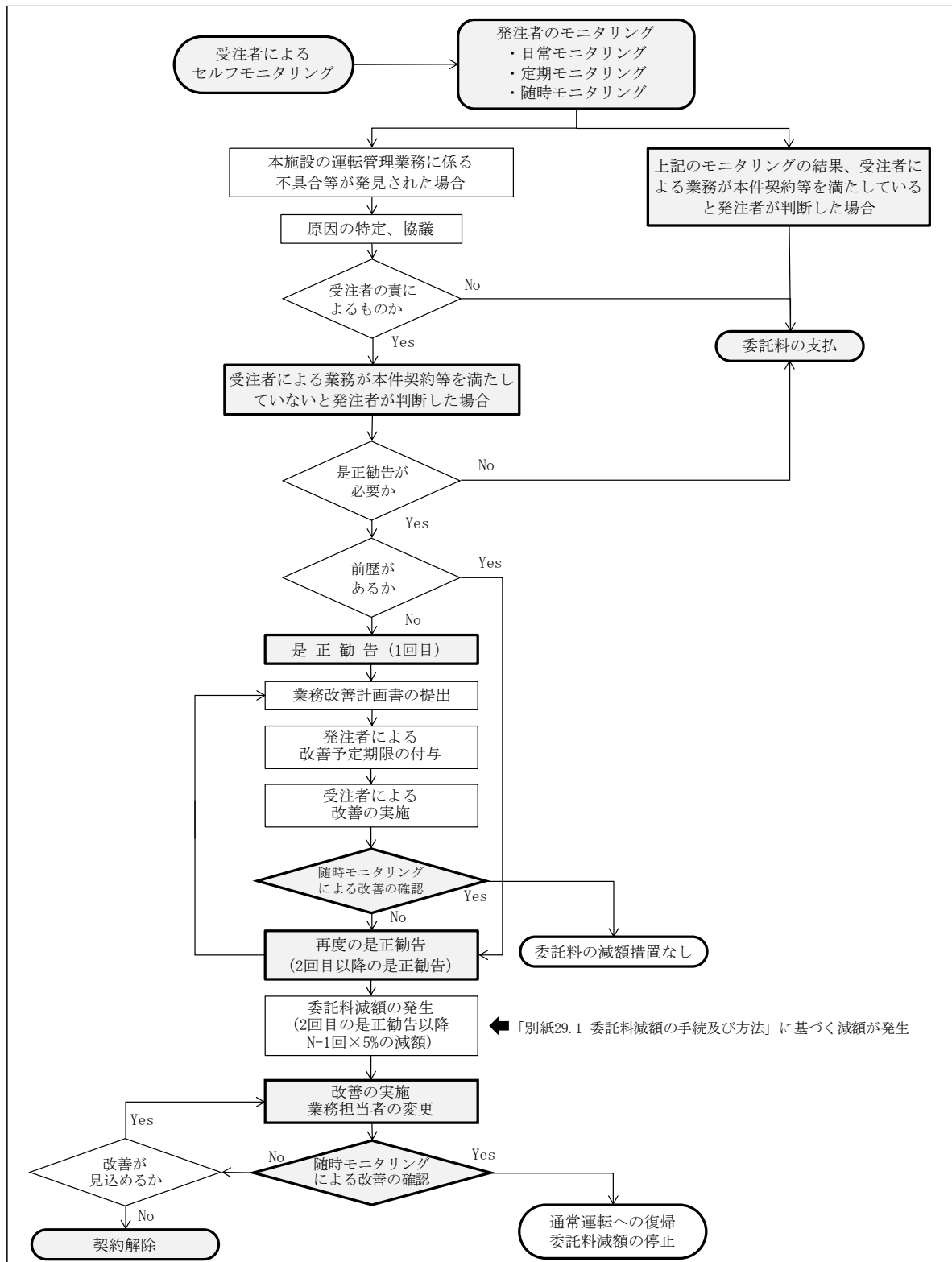
受注者は、保険契約を締結した場合には、保険証券の写しを速やかに発注者に提出すること。

保険契約を更新した場合も同様とする。

以 上

**業務期間中の業務水準低下に対する措置について**

発注者は、運転開始日（令和9年4月1日）後10年間にわたり、運転管理等業務の実施状況を監視（モニタリング）し、受注者が本契約等に定められた業務を確実に履行しているかを確認する。その結果、受注者が本契約等に示す内容を満足していないと判断した場合、以下のフローに示す手続により、是正勧告その他の措置をとる。それぞれの措置の概要は次頁の表に示す。



措置の内容		手続の概要
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じた当該業務の是正を、期限を定め受注者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に、再度勧告を行う。
業務担当者の変更等	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を受注者自らが行っているときには、当該業務を発注者が認める第三者に委託することを受注者に請求することができる。
契約解除等	契約の解除	上記の手続を経ても、業務の改善が認められない場合で、発注者が受注者との契約継続を希望しないときには、本契約を解除することができる。

## 1. モニタリング

### (1) モニタリング実施計画書の作成

発注者は、本契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ① モニタリング時期
- ② モニタリング内容
- ③ モニタリング組織
- ④ モニタリング手続
- ⑤ モニタリング様式

受注者は、発注者が実施計画書に係る協議を求めた場合は、誠意をもって対応すること。

### (2) モニタリングの方法と費用負担

#### ア モニタリングの方法

##### a 業務日報等の提出

受注者は、発注者が日常モニタリングを行うための業務日報及び定期モニタリングを行うための月次業務報告書を作成し発注者へ提出する。

##### b 業務実施状況の確認

発注者は、受注者が作成した業務日報及び月次業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、受注者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、発注者は、必要に応じ自ら各業務の履行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	受注者	発注者
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認のうえ、業務日報を作成	業務日報の確認、業務水準の評価、生成物の品質の確認
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに月次業務報告書を作成	月次業務報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	発注者の指摘事項に対する報告を書面にて作成	各種環境計測値の確認 その他、必要に応じ不定期に直接確認

#### イ モニタリング費用の負担

発注者が行うモニタリングの費用は、発注者の負担とする。但し、是正勧告後

に行われる是正確認のための随時モニタリングに係る費用は、受注者の負担とする。

## 2. 定期モニタリングの項目

- (1) 計量業務についてのモニタリング項目
  - ① 受付管理状況
  - ② 計量記録管理状況
  - ③ 案内・指示状況
  - ④ 搬入管理状況
  - ⑤ ごみ処理手数料の徴収状況
  - ⑥ 受付状況
- (2) 運転管理業務についてのモニタリング項目
  - ① ごみ処理施設に係る各種運転管理状況
  - ② リサイクルプラザに係る各種運転管理状況
  - ③ 運転マニュアル、機器故障時の対応マニュアル、安全操作マニュアル等の作成及び履行状況
  - ④ その他発注者が本業務の履行状況を確認するために実施する項目
- (3) 清掃及び維持管理業務についてのモニタリング項目
  - ① 各施設の清掃及び維持管理状況
  - ② 洗車場に係る管理状況
  - ③ 敷地全体及び敷地周辺道路の清掃状況
  - ④ 植栽の維持管理状況
  - ⑤ その他発注者が本業務の履行状況を確認するために実施する項目
- (4) 資源化促進業務についてのモニタリング項目
  - ① 資源化促進に対する協力状況
  - ② その他発注者が本業務の履行状況を確認するために実施する項目
- (5) 情報管理業務についてのモニタリング項目
  - ① 各種マニュアル、図面等の管理状況
  - ② 各種計画書、報告書の作成・提出状況
  - ③ その他管理記録報告の作成・提出状況
- (6) 防火・防災管理業務についてのモニタリング項目
  - ① 二次災害の防止状況
  - ② 防火・防災マニュアルの作成・提出状況
  - ③ 自衛消防組織の構築及び連絡体制の状況
  - ④ 防火・防災訓練の実施状況
  - ⑤ 事故報告書の作成・提出状況
- (7) その他関連業務についてのモニタリング項目
  - ① 帳票類の作成・管理状況
  - ② 啓発活動への協力状況
  - ③ 見学者対応の協力状況
  - ④ 住民対応の協力状況
  - ⑤ 発注者が実施する調査・技術開発への協力状況
  - ⑥ 施設全般に係る緊急対応マニュアルの作成・提出状況

- ⑦ 保険の加入状況
- ⑧ 各種マニュアル、計画書及び報告書等の作成・提出状況

(8) その他発注者が本業務の履行状況を確認するために実施する項目

### 3. 業務水準低下に対する措置

発注者は、受注者の業務水準内容が要求水準書及び本契約に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下の手続を経て、是正勧告その他の措置をとる。

#### (1) 是正勧告（1回目）

発注者は、別紙 17.1 に示すモニタリングの結果から、受注者による業務が本契約等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

##### ア 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、又は初発でも重大であると認めた場合、発注者は、受注者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。ただし、発注者の承諾によっても、発注者は、改善結果について一切責任を負わない。

確認された不履行が初めて発生したもので、かつ重大な不履行でないと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者に書面での業務改善計画等の提出を求めることができる。

##### イ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により本契約等の内容を満たすことができない場合、受注者は、発注者に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について発注者と協議する。受注者の報告した事由に合理性があると発注者が判断した場合、発注者は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

#### (2) 改善の確認

発注者は、受注者からの改善完了の報告又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

#### (3) 是正勧告（2回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

#### (4) 業務担当者の変更等

上記(3)の手続を経ても2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、発注者が認める第三者に最長12ヶ月間にわたり適切な範囲で業務を委託することを受注者に請求することができる。

#### (5) 契約の解除等

発注者は、上記(4)の業務担当者の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、発注者が本契約の継続を希望しないときには、本契約を解除することができる。

以上

## 委託料の改定及び支払方法

### 1. 委託料の改定

各年度の委託料は下表のとおりである。

ただし、令和 10 年度以降の委託料については、毎年 2 月下旬に公表される国土交通省大臣官房官庁営繕部労務単価等に基づき、設計金額の見直しを行った後、落札比率により変更を行うこととする。なお、労務工数及び経費等は、(公社)全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(最新版)」に基づき、積算する。

令和 9 年度	金	円
令和 10 年度	金	円
令和 11 年度	金	円
令和 12 年度	金	円
令和 13 年度	金	円
令和 14 年度	金	円
令和 15 年度	金	円
令和 16 年度	金	円
令和 17 年度	金	円
令和 18 年度	金	円

### 2. 業務委託料の支払方法

発注者は、以下の方法により、受注者に業務委託料を支払うものとする。

- (1) 受注者は、第 17 条の業務実施状況の監視の結果の通知の受領後、速やかに発注者に対して委託料の請求を行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者よりの請求後 30 日以内に遅滞なく当該月委託料を支払う。

なお、当該月委託料とは、当該年度の委託料を 12 で除した金額とし、100 円未満の端数が生じた場合には当該年度最終月で支払うものとする。

以上

### 終了時検査の内容

終了時検査は以下の項目について、発注者及び受注者が別途協議の上、行う。

1. 処理能力に関する検査
2. 環境保全条件に関する検査
3. プラント機械・電気設備に関する検査
4. 建築機械・電気設備に関する検査
5. その他必要な検査

以上

## 委託料減額の手続及び方法

第 29 条第 1 項(2)に規定により、発注者が再度の是正勧告を行った場合、下記の定めに従って委託料を減額する。

なお、「再度の是正勧告」とは、1つの事象に対して、2回目以上の是正勧告を行うことをいうものとする。

「1つの事象」とは、要求水準を充足していないことが1つ判明した事象、又は、業務委託契約書で定める受注者の責めに帰すべき事由により業務不履行又はその懸念が1つ生じた事象をいい、その1つの事象が原因となって複数の箇所の不具合が発生した場合においても、1つの事象と見なすものとする。

なお、受注者に対し是正勧告（1回目）を行う際に、是正勧告を行うに至った事象が、類似の内容（対象箇所の違いのみ、対象物が異なるのみ等）であり、同一事象と見なすものと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し再度の是正勧告を行うことができる。

### 1. 減額の決定過程

- (1) 受注者は、本施設における不具合を発見した場合は、発注者に遅滞なく報告すること。
- (2) 本契約に定めるモニタリングの結果、発注者が1回目の是正勧告を行った場合、受注者は速やかに改善措置を行うこと。
- (3) 本契約に定めるモニタリングの結果、発注者が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の是正勧告を行った当該月を対象に、1つの事象につき、当該月に関する委託料を一律減額する。減額の内容は「2. 減額の決定」に示す。
- (4) 当該月に発生した複数の事象（前歴有り）については、複数の事象それぞれに再度の是正勧告を行い、1つの事象（前歴有り）ごとに、当該月に関する委託料を一律減額する。減額の内容は「2. 減額の決定」に示す。
- (5) 減額は暦月ベースとし、当該事象が発生した月から解消される月まで委託料を減額する。
- (6) 前歴については、当該事象が解消された事が確認されてから1ヵ年、同一事象が発生しなかった場合は、当該事象の前歴の累計件数は0回となるものとする。

### 2. 減額の決定

発注者は、各月末時点における是正勧告及びその改善措置の状況等により、当該月に関する委託料について、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

#### ＜是正勧告による減額＞

1 事象における是正勧告回数	前歴回数	減額措置の内容
1 回目	0 回	減額なし
2 回目	1 回	5%の減額
3 回目	2 回	10%の減額
4 回目	3 回	15%の減額
N 回目	N-1 回	(N-1) × 5%の減額

### 3. 委託料の返還

委託料支払後に、業務報告書等への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ委託料が減額される状態であった場合、受注者は、減額されるべき委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年 12 月 12 日法律第 256 号）第 8 条に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の違約金を付するものとする。

以上

法令変更（税制変更を含む）の場合の追加費用の負担割合

<u>法令変更（税制変更を含む）</u>	<u>発注者負担割合</u>	<u>受注者負担割合</u>
1. 本業務に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
2. 消費税率及び地方消費税率に係る法令変更の場合	100%	0%
3. 上記記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、本別紙において「本業務に直接関係する法令」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の運転管理等その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味し、受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

以上

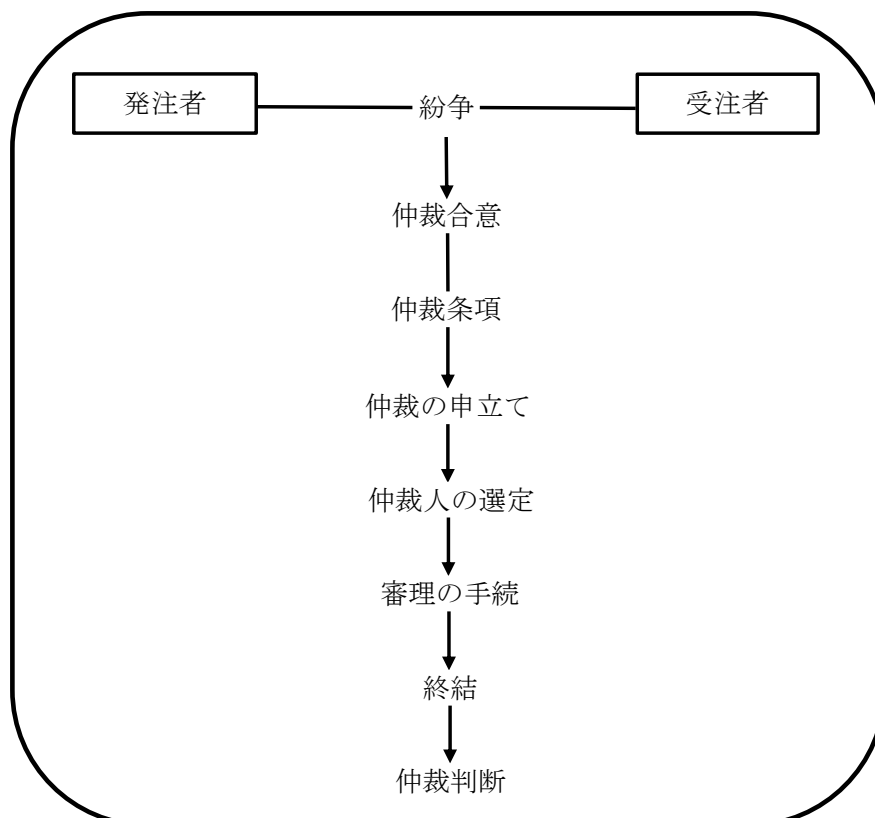
不可抗力の場合の追加費用の負担割合

1. 発注者と受注者は、不可抗力により本業務に関して受注者に発生した追加の合理的な費用（合理的な関連性のある追加費用又は増加費用であって、かつ、合理的金額の範囲内のものを意味し、本契約において同様とする。）を、以下のとおり負担する。
  - (1) 契約金額の 100 分の 1 以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
  - (2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。
2. 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
3. 不可抗力により本業務に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。

以上

### 裁定機関について

1. 発注者と受注者の当事者間において紛争が発生した場合には、仲裁法（平成 15 年 8 月 1 日法律第 138 号）の定めに従って解決を図るものとする。
2. 仲裁の流れは以下のとおりである。



3. 仲裁人の選定は、発注者、受注者の協議により決定する。
4. 仲裁に係る一切の費用は、発注者、受注者双方とも自己の負担とする。
5. 紛争仲裁の詳細については、契約締結後、発注者、受注者の協議により決定するものとする。

以上